

吉野さくら地域クラブ 規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この吉野さくら地域クラブ（以下、「さくらクラブ」という。）は、中学生がスポーツ・文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備する。

- 2 さくらクラブの活動は、「吉野町地域クラブガイドライン」、「吉野中学校部活動の在り方に関する方針」「奈良県部活動の在り方に関する方針」を踏まえたものとする。
- 3 実証期間である令和7年度末までは、吉野中学校部活動検討協議会において、さくらクラブの運営体制についての検討、協議を重ねながら、この規約に基づき運営をおこなうものとする。

(活動の種類)

第2条 さくらクラブは前条の目的を達成するために、吉野中学校部活動の地域移行の受け皿として、中学生のスポーツ・文化芸術活動を支援する次の各種目クラブ活動を実施する。

- (1) 吉野さくらカヌークラブ
- (2) 吉野さくらバレーボールクラブ
- (3) 吉野さくら陸上クラブ
- (4) 吉野さくら野球クラブ
- (5) 吉野さくら水泳クラブ
- (6) 吉野さくら吹奏楽クラブ

第2章 会員

(会員)

第3条 さくらクラブの会員は、参加を希望する全ての吉野中学校生徒を対象とする。

(入会手続き)

第4条 会員として入会しようとする者は、吉野さくら地域クラブ加入届（様式1）を事務局に提出し承認を得るものとする。

(会費)

第5条 会員は入会時に入会金を、また適時会費を納入しなければならない。但し、実証期間である令和7年度末までは入会金及び会費を無料とする。

第6条 会費は入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。

(退会)

第7条 会員は吉野さくら地域クラブ退会届（様式2）を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員がさくらクラブの目的や規約に違反したとき、また名誉を傷つける行為を行ったときは運営委員会の決議を経て除名することができる。

第3章 組織

(役員等)

第9条 さくらクラブには、次の役職の者を置き、顧問は吉野町長とする。

- (1) 会長

- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 事務局 (コーディネーター)

2 さくらクラブに必要に応じて相談役を置くことができる。相談役は会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 10 条 会長はさくらクラブを代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 運営委員はさくらクラブの会務を分担する。
- 4 事務局は事務を統括する。

(役員の選任)

第 11 条 会長は吉野町教育長が務める。

- 2 副会長は、会長が委嘱する。
- 3 運営委員は関係団体の代表責任者で構成する。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げないものとする。

第 4 章 会議

(会議)

第 13 条 さくらクラブに次の会議を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 運営委員会

2 実証期間である令和 7 年度末までは、総会及び臨時総会、運営委員会にかかる全ての会務は、吉野中学校部活動検討協議会が担うものとする。

(総会)

第 14 条 総会はさくらクラブの最高議決機関とする。

- 2 総会は会長が招集し、議長は副会長の中から選出する。
- 3 総会は次に掲げる事項について審議し議決する。
 - (1) さくらクラブの基本方針等に関わること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び報告に関すること。
 - (4) 役員に関すること。
 - (5) その他、さくらクラブの運営に関し重要な事項。
- 4 総会は役員及び各種目クラブの代表責任者、代表指導者で構成する。
- 5 総会は過半数の出席をもって成立する（委任状を含む）。
- 6 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(臨時総会)

第 15 条 さくらクラブの臨時総会は運営委員会若しくは会員の過半数の要請があった場合に開催する。

(運営委員会)

第 16 条 運営委員会は会長が招集し、議長は副会長の中から選出する。

- 2 運営委員会は臨時総会を開催するいとまのない場合においてさくらクラブの目的を達成する

ためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し議決することができる。

3 運営委員会は各種目クラブの活動を把握し、第1条の目的が達せられるよう支援する。

4 運営委員会は、役員をもって構成する。

5 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 各種目クラブの運営について

(活動)

第17条 各種目クラブの活動は、「吉野町地域クラブガイドライン」、「吉野中学校部活動の在り方に関する方針」「奈良県部活動の在り方に関する方針」を踏まえたものとする。

(施設の利用)

第18条 活動場所については、各種目クラブが規定の方法で吉野町教育委員会へ申請をし、許可を得て使用する。施設設備、用具等の安全点検を行うとともに、指導者が活動状況を常に確認しきがや事故防止のための安全管理に努める。

(指導者)

第19条 指導者は、「吉野町地域クラブ指導者」であり、生徒が生涯を通じて活動に親しむ習慣の基礎を培うことができるよう指導に当たる。また、別に定める「吉野さくら地域クラブ指導者配置についての実施要項」を遵守し、法令等に基づいた、適切かつ公正な指導を行う。会長及び事務局は、指導者に対して指導・監督を行う。

(登録手続き)

第20条 指導者として登録しようとする者は、吉野さくら地域クラブ指導者登録申請書（様式3）を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

(教職員及び公務員の兼職兼業)

第21条 専門的な知識や技量があり、かつ、さくらクラブでの指導を希望する教職員又は公務員は、その者の服務を監督する教育委員会又は任命権者の許可を得、前条の手続き等を経た後、指導者になることができる。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第22条 会員はさくらクラブの活動に際してはさくらクラブ諸規程を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こってもさくらクラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

(保険の加入)

第23条 会員・指導者は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

2 さくらクラブはスポーツ安全保険の対象範囲のみ対応するものとする。

3 保険未加入のボランティアメンバーの活動中の事故については、一切の責任を負わない。

第7章 個人情報の管理

(個人情報)

第24条 さくらクラブが知り得た個人情報はさくらクラブ運営のみに使用し情報の管理を徹底する。

第8章 規則・細則

(その他)

第25条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則・細則は総会又は運営委員会の決議により定める。

但し、実証期間である令和7年度末までは、吉野中学校部活動検討協議会の決議により定めることとする。

(附則) この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(様式Ⅰ)

吉野さくら地域クラブ 加入届

届出日 令和 年 月 日

加入種目 クラブ名			加入 区分	新規・継続
ふりがな			性別	男・女
氏名				
学校名・学年	吉野中学校 年			
生年月日	西暦	年	月	日
郵便番号 住 所	〒 -			
電話番号				

上記の者が吉野さくら地域クラブに加入することを同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名

※個人情報はクラブ運営のみに使用し、情報の管理を徹底します。

吉野さくら地域クラブ退会届

届出日 令和 年 月 日

既加入種目 クラブ名	
ふりがな	
氏 名	
退会日	年 月 日 をもって退会します。
電話番号	

上記の者が吉野さくら地域クラブから退会することについて同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名

※個人情報はクラブ運営のみに使用し、情報の管理を徹底します。

